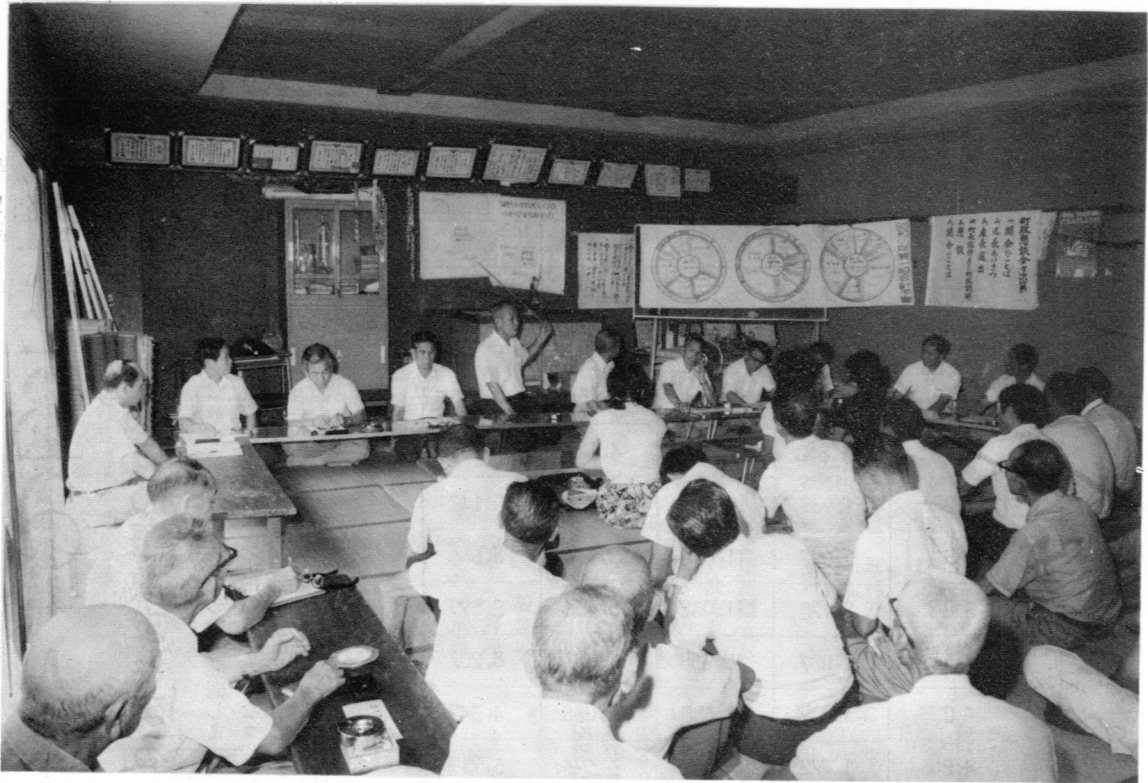


国旗あげ 心ゆたかなよい一日



より良い行政を

— 町政懇談会 —



8月8日～9月4日の間に各地区において町政懇談会が開催されました。

これは、皆さまから町行政に対する意見や改善してほしいこと、又、分らないこと等を、町長をはじめ町執行部と話し合う場をもうけ、今後の行政に町民の皆さまの

意見を取り入れ、より良い町行政とするために毎年開催されるものです。

懇談会では各地区とも活発な意見が出されました。この内容につきましては近い内に懇談会特集号として皆さまにお知らせいたします。

昭和55年 10 月 号 第 351 号

発行/東郷町役場・編集/企画財政課

見てあれば見てあるほどにうろこ雲

ながれ速みてさゆる月かげ

牧 水

町人口は六、六〇一人

国勢調査人口の概数まとまる

十月一日現在で、行なわれた国勢調査の概数がまとまりましたので、発表します。なお、後日総理府統計局が集計結果を公表しますので、異なる場合は国の公表した数字によることになっていきます。今回の国勢調査の結果、本町の人口は六千六百一人で、昭和五十年の人口六千八百四人に比べて、三・〇%、二百三人の減少となります。しかし、その減少ぶりは鈍化の傾向にありますが、まだまだ過激な減少は進行しているようです。

<国勢調査人口の推移>

東郷町の人口 10月1日

年次	世帯数	世帯人員		
		総数	男	女
大正 9年	1,620	7,561	3,786	3,781
14	1,703	8,062	4,058	4,004
昭和 5	1,630	8,097	4,120	3,977
10	1,739	8,334	4,254	4,080
15	1,810	8,226	4,126	4,100
22	1,969	10,116	4,968	5,148
25	2,092	11,042	5,486	5,566
30	2,120	11,032	5,433	5,599
35	2,087	10,058	4,851	5,207
40	1,909	8,380	4,038	4,342
45	1,772	7,115	3,396	3,719
50	1,764	6,804	3,299	3,505
55	1,766	6,601	3,196	3,405
50~55年	2	△203	△103	△100

文化遺産の旅

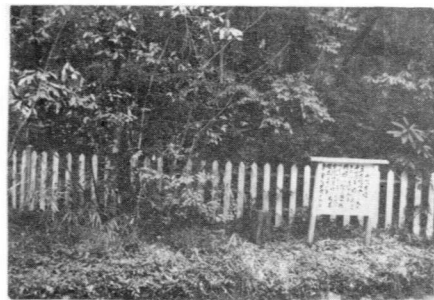
私達の先人が残された歴史的な文化遺産を保存し、また、未発掘の文化遺産を調査発掘し、何時までも後世に残していくことは、現代に生きる私達町民の責務であります。

本町は、町文化財保存調査委員会の調査に基づき、昭和五十三年

▽古墳 (県指定)

山陰古墳 (山陰神社境内)
鶴野内古墳 (成願寺下)
日田尾古墳

今から千四百年位前に造築されたものである。三基とも円墳であるが、山陰古墳には陸の跡が残っている。この型式の古墳は珍らしい。



日田尾古墳



山陰古墳



鶴野内古墳

年三月に三八の文化遺産を町指定の文化財として指定いたしました。さらに本年八月に、西南の役の残る跡を追加指定いたしました。保存に努めているところであり、これからの文化財の保存について町民のご理解、ご協力をお願いするため、今月から町指定文化財を紹介いたします。

牧水祭 短歌募集

ふるつてご投詠を

- 九月十七日は、恒例の牧水祭が挙行されますが、この行事の一つとして、左記により短歌を募集します。ふるつて御投詠ください。
- 記
- 一、応募の締切 八月三十一日
 - 二、応募資格 本町に住所を有する者及び町外者のうち本町内の事業所等に勤務している者
 - 三、歌題 自由
 - 四、応募点数 五首以内
 - 五、入選歌の選考 1 牧水頭彰会において選考者を委嘱し選考決定する。
 - 六、送先 東郷町教育委員会内 (牧水頭彰会)
- 住所氏名を明記してください。

八月は

福祉年金証書の提出を!!

福祉年金の受給権者は国民年金証書を役場へ提出する月でこの証書の提出で向う一ヶ年間の福祉年金が受けられるかどうかが決まります。もしこの提出がおくれないと次の十一月支払分が受けられません。福祉年金はすべて国の費用ですから一定以上の所得があったり他の公的年金を受けていたりすると支給が停止されます。皆さんは毎年一回年金証書と一諸に所得状況届を八月年金受取り後提出していただくことにしていますので次のとおり年金証書の引き上げを計画したので必ず当日年金を受取り証書返付にご協力下さい。

年金受取り日	返付する区	返付場所
八月十一日 九時~十六時	山陰局受取り区の人	役場年金係
八月十一日 九時~十二時	坪谷局で受取る区の人	坪谷郵便局
八月十二日 九時~十二時	寺迫区の人	美々津局 東都農局

年金証書返付期日・場所

(3) 町報とうごう

中央公民館の図書室に新しい図書が入りました。みなさんのご利用をお待ちしています。

メインバンク、ママともう一度呼んで、笹沢版真田十勇士、旅人よ、農協・巨大な挑戦、言葉のしやれ、男と女の雑学事典、男だけの雑学事典、歴史雑学事典、大閑秀吉(十刊)、おんな学三十年

新刊図書の紹介

四十にしてマドモアゼル、美しい女性、おとうさんのひとつの歌、父親学、いつのまにか晴れた空、大郎物語・青春編、かあちゃん、ぼくを生んでくれてありがとうね、舞台女優、愛だけで生かされるかひとりでは生かされないか、……など、全部で五十一冊が新しく入りましたので、ご利用下さい。

来年4月から国民年金

の保険料がかわります!!

国民年金は加入者が年をとったり障害者となったり、母子世帯になった場合に年金を支給して生活の安定をはかることを目的としています。このため支払う年金額も物価の変動に対し、値うちが下がらないよう額の改定が行われています。年金額の改定はみなさんが拠出する保険料の積立金と国庫金によって賄われます。年金の財政を健全に保つためには年金額の引上げに伴い保険料の額も引上げてゆかねばなりません。このような事情から保険料の額が本年4月から4500円に改定されましたが57年4月から更に5220円に引上げられます。保険料を納めわすれたりしますと障害年金母子年金、老令年金がうけられなくなったりしますので必ず保険料は期限内におさめるようにして下さい。

保険料納付などについてお尋ねは年金係へ申出て下さい。

災害を受けたときの税金

所得税の軽減・免除が受けられます

集中豪雨、地震、火事などで家や家財などに被害を受けたとき、所得税が免除されたり、軽減されます。この税金の減免には雑損控除によるものと災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）による方法の二種類があります。

雑損控除による方法

住宅や家財などの損害額がその年の所得金額の10%を超えるとき、その超えた額が雑損控除となります。

除として、課税対象から除外されます。また、今年から豪雪地帯など

災害減免法による方法

で、家の倒壊を防ぐための雪下ろし費用など災害に関連して支払った費用が雑損控除の対象となります。この場合、年間所得の10%または五万円のいずれか低い額を超えた分について、その超えた額が所得金額から控除されます。ただし、別荘や宝石など生活に直接必要でない資産の損害は対象になりません。



災害を受けた人のその年の所得金額が四百万円以下で、損害額が住宅や家財の価額の二分の一以上のときに適用されます。所得税の軽減額は、所得により、下表のようになります。

災害減免法による所得金額と所得税の軽減額の関係

Table with 2 columns: その年の所得金額, 所得税の軽減額. Rows: 200万円以下の場合 (全額免除), 200万円超~300万円以下 (2分の1の軽減), 300万円超~400万円以下 (4分の1の軽減).

軽減・免除を受ける手続き

雑損控除や災害減免法による所得税の軽減・免除は、最終的には翌年の確定申告で受けることになっていますが、確定申告前でも、次のような場合は税の軽減・免除が受けられます。

事業所得者の場合

自宅を商売などしている事業所得者等で、予定納税をしている人が災害を受けたときは、予定納税額の減額承認申請書を税務署に提出することができます。この場合、災害を受けた月日や、雑損控除が災害減免法かによって申請書の提出期限が異なります。

サラリーマンの場合

サラリーマンが災害を受けたときは、その年の見積り合計所得（年間所得）金額に応じて、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。徴収猶予の場合は、災害を受けた日以後、最初の給与をもらう日の前日までに勤務先に徴収猶予



の申請書を提出します。また、還付を受ける場合は、勤務先で源泉徴収済みの証明書をもらい、それを添えて、還付申請書を住所地の所轄税務署に直接提出してください。

サラリーマンの場合も、最終的には、翌年の確定申告によって精算することになっています。詳しくは最寄りの税務署でおたずねください。

保険税が確定

前年比5.3%の上昇

昭和五十五年度東郷町の国民健康保険税の税率が、八月二十三日の町議会で議決され、決定いたしました。

税率および税額軽減額は別表①のとおりです。東郷町の保険税は、毎年五月に暫定賦課により一期を納めていただき、九月に確定賦課を行うことになっております。

これは、保険税の算定基礎となる所得額、固定資産税が決定しなければ保険税の計算ができないからです。したがって、五月に納めた暫定賦課による一期分は、前年度の保険税の一納期分を仮りに納めていただけでした。保険税は町税ですが、一般にいう町民税や固定資産税などの普通税とは異なり、目的税として取扱われています。この目的税としての保険税の役割は、国民健康保険事業を行う費用以外に使用することはできないことになっております。そこで保険税を算定する方法はまず国保事業の経費のうち、保険税で徴収すべき総額を算出し、その総額を一定の方法で納税義務者（被保険者）にあん分するという賦課方法がとられています。

保険税の軽減制度

保険税では一定の要件に該当する世帯に対して保険税を軽減する制度があります。つまり、所定の方法で算定した所得合計額が二十二万円以下の世帯については均等割と平等割の保険税の六割を減額し、また、その所得合計額が（二十二万円＋十七万円×世帯員被保険者数）以下の世帯については均等割と平等割の保険税の四割を減額するというものがあります。

のとおりです。したがって軽減世帯に該当するかどうかによって、保険税は異なってきます。別表②に四割軽減世帯に該当する世帯と該当しない世帯の保険税がどれだけ異なるかを例示してみました。

(例2)の世帯は(例1)の世帯より総所得が一万円高いだけで、あとは全く同じ条件の世帯です。算出税額は(例2)の世帯が三百四十円高くなっていますが(例1)の世帯は四割軽減世帯に該当しますので、納める税額は一万七千七百七十円も異なってくるのです。

(5) 町報とうごう

別表① 税率算定 (単位=円)

Table with 6 columns: 区分, 割合%, 課税額(A), 課税基準額(B), 税率(A/B)(C), 税額軽減額. Rows: 所得割, 資産割, 均等割, 平等割, 計.

※ 所得割、資産割には税額軽減措置はありません。

税は医療費の28%

ここでいう保険税で徴収すべき

別表② 軽減世帯の保険税計算例

【例1】 22万1円以上の世帯（4割軽減世帯該当）

○ 被保険者数5人で 総所得90万円・固定資産税額1万円の世帯の場合
(総所得) - (基礎控除) = (所得割課税基準)
900,000円 - 220,000円 = 680,000円
所得割額 680,000円 × 3.40/100 = 23,120円
資産割額 10,000円 × 24.19/100 = 2,419円
均等割額 5人 × 7,606円 = 38,030円
平等割額 1世帯 9,463円 = 9,463円
算出税額 73,032円
73,032円 - 17,432円(軽減額) = 55,600円
※ この世帯の国民健康保険税 55,600円

【例2】 軽減世帯に該当しない普通世帯の場合

○ 被保険者数5人で 総所得91万円・固定資産税額1万円の世帯の場合
910,000円 - 220,000円 = 690,000円
所得割額 690,000円 × 3.40/100 = 23,460円
資産割額 10,000円 × 24.19/100 = 2,419円
均等割額 5人 × 7,606円 = 38,030円
平等割額 1世帯 9,463円 = 9,463円
算出税額 73,372円
※ この世帯の国民健康保険税 73,370円



あなたの体重は
標準ですか？

「体重は健康のバロメーター」といわれますが、このほど中央公民館ロビーに体重計を備えました。来館の際は測定していただき、その都度記録するように台帳を置いてありますので、どうぞご利用下さい。

社会福祉協議会

◎御寄付御礼

昭和五十五年七月十四日から八月十二日までの間に香典返しとしてつきのかたから社会福祉のため御寄付をいただきました。
亡くなられた方の御冥福を謹んでお祈り申し上げますとともにここに厚くお礼申し上げます。
▽仲深の三浦花子さんから
(嘉郎さん 四七才ご死去)
▽宮崎の那須シヅエさんから
(一咲さん 七七才ご死去)

- ▽坪谷の矢野和子さんから
(嘉夫さん 八一才ご死去)
- ▽田野の稲田富吉さんから
(スサさん 八三才ご死去)
- ▽田野の鈴木政夫さんから
(ソヨ子さん 五七才ご死去)
- ▽羽坂の那須利光さんから
(勝平さん 七四才ご死去)
- ▽八重原の山本今朝義さんから
(ワサさん 八一才ご死去)

◎心配ごと相談所案内

この相談所は町民の皆様の心配ごとの解決の御手伝いをしていまして、次回からは左記のとおり開きますから御利用して下さい。
開設日 十一月十八日(第三火曜日)
時間 午前九時～午後三時
場所 老人福祉館



6月届

出生おめでとう

赤らやんの名	父の名	住所
前川 公宣	浩規	仲深
高瀬 まゆみ	久臣	寺迫
海野 亜田美	保司	越表
黒木 隆博	喜長	寺迫
今田 恵美	耕作	羽坂
飛高 有里	郁朗	小野田
菊池 誠和	夫越	表

結婚おめでとう

氏名	年齢	住所
矢富 野山	三子郎	坪谷
菊田 池	涼孝	越郷表
田渡 中	典光	日向市
田渡 中	典光	寺迫

冥福を祈ります

氏名	年齢	住所
長池 忠次郎	77	福瀬
塩月 参治	77	福瀬
鈴木 ソヨ子	57	田野
甲斐 健市	63	下渡川
三浦 ソノ	67	坪谷
矢野 嘉夫	81	坪谷
山本 ワサ	81	八重原
稲田 スサ	83	田野

まちのうごき

人口 6,634人 (△2)
男 3,246人 (△4)
女 3,388人 (△2)
世帯数 1,752戸 (△2)
55年9月1日現在
()は対前月比

駐在所だより

夏の疲れにご用心

過労運転を防ごう

夏の疲れの出る秋には、ドライブにとつても、要注意です。ことは、交通事故による死者が増加。六月末現在で、四十九人と、昨年同期に比べ百三十三人(三・四%)も増えています。

秋はまた行楽のシーズン。家族そろってドライブをする機会も多く、とくに大黒柱のご主人は夏の疲れをおして、行楽のコンダクター兼ドライバーとして大活躍しなければなりません。過労運転による事故を起こさないよう、くれぐれもご用心。

一日六時間・二〇〇キロ

運転距離の目安です

ドライブをするとき、あなたは何を基準に、目的地、コースなどをきめますか。運転時間、それとも距離。

宇留野藤雄・日大教授(交通心理学)は「一日の運転時間は六時間、走行距離は二百キロが目安」といっています。

よく「一日に五百キロも走った」とか「十時間休みなしで運転した」などの自慢話を聞きます。これは、過労を背負って、綱渡りをしているようなもの。ひとつ間違えば、間違いなく重大事故です。

ただし、これは道路事情、混雑状況で多少数字は違ってきます。一般道路の場合、二百キロを六時間で走るとすれば、平均時速は三十三・三キロ。これなら疲労もあまりたまずドライブが楽しめます。

では何を基準にすれば安全なのでしょう。

一日の運転の目安は、六時間と二百キロをお忘れなく。